

タイ王国産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成15年4月25日付け14生産第10775号生産局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
タイ産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則 <u>タイから発送されるマンゴスチンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成15年4月25日農林水産省告示第721号。以下「告示」という。）4の（1）の措置が行われるものに係る植物検疫の実施については、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）、告示及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> 1 消毒施設 告示4の<u>（1）の蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものとする。</u> （1）～（4） （略） 2 こん包及びこん包場所 （1）こん包 告示6の（1）のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとする。 ア～ウ （略） （2）こん包場所 告示6の（2）のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。 ア～ウ （略） 3 保管場所及び保管期間 （1）告示7の保管場所は、スワンナプーム空港内の施設であって、タイ植物防疫機関が指定する次のいずれかの施設とする。	タイ<u>王国</u>産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則 <u>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第40のタイ産マンゴスチンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成15年4月25日農林水産省告示第721号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</u> 1 消毒施設 告示4の<u>生産地における消毒のための蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものとされている。</u> （1）～（4） （略） 2 こん包及びこん包場所 （1）こん包 告示6の（1）のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものと<u>されている。</u> ア～ウ （略） （2）こん包場所 告示6の（2）のこん包場所は、次の条件を満たしているものと<u>されている。</u> ア～ウ （略） 3 保管場所及び保管期間 （1）告示7の保管場所は、スワンナプーム空港内の施設であって、タイ植物防疫機関が指定する次のいずれかの施設と<u>されてい</u>

ア 低温施設を具備した日本向けのマンゴウ、マンゴスチン又はポメロの生果実の専用保管施設

イ 旅客待合広間に設置されていて、日本向けのマンゴウ、マンゴスチン又はポメロの生果実を陳列し、販売する小売店

(2) (1)の保管場所における保管期間は8日以内とする。

(3) 保管場所における生果実は、次の場合、タイ植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証票を抹消されるものとする。

ア～エ (略)

4 蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の調査

植物防疫官は、告示4の(1)の蒸熱処理施設、告示6の(2)のこん包場所及び告示7の保管場所について、それぞれ1、2の(2)及び3の(1)の条件を満たすものであることを確認するため、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該蒸熱処理施設、こん包場所又は保管場所について、実地で調査するものとする。

5 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示4の(1)の消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア～ウ (略)

る。

ア 低温施設を具備した消毒済みマンゴスチンの生果実の専用保管施設

イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みマンゴスチンの生果実を陳列し、販売する小売店

(2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとされている。

(3) 保管場所における生果実は、次の場合、タイ植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証票をまっ消されるものとされている。

ア～エ (略)

4 蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の調査

植物防疫官は、告示4の蒸熱処理施設、告示6の(2)のこん包場所及び告示7の保管場所について、それぞれ1、2の(2)及び3の(1)の条件を満たすものであることを確認するため、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該蒸熱処理施設、こん包場所又は保管場所について、実地で調査するものとする。

5 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示4の消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア～ウ (略)

(2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示3の(1)の検査の実施記録を確認し、検査が的確に行われていることを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア・イ (略)

6 輸出の停止

(1) 告示3の(1)の検査の結果、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、直ちに日本国植物防疫機関に通報させるとともに、ミカンコミバエ種群が付着した原因が判明し、再発防止策について日本とタイとの間で合意されるまでは、以降の輸出を停止させるものとする。

(2) 植物防疫官は、5の(1)又は(2)の確認の結果、検査又は消毒が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、タイ植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとする。

7 植物検疫証票

告示8の植物検疫証票は、次の字句の内容を含むものとする。

(略)

8 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 4の(1)の保管場所では、タイ植物防疫機関により、次に掲げる事項が記録されるものとする。

(2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示3の(1)の検査の実施記録を確認し、検査が的確に行われていることを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア・イ (略)

6 輸出の停止

(1) タイ植物防疫機関は、告示3の(1)の検査の結果、ミカンコミバエ種群を発見した場合、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、ミカンコミバエ種群が付着した原因について調査し、その原因が判明するまでは、以後の告示4の消毒を行わないものとされている。

(2) 植物防疫官は、5の(1)又は(2)の結果、検査又は消毒が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、タイ植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停止するものとされている。

7 植物検疫証票

告示8の植物検疫証票は、次の字句の内容を含むとされている。

(略)

8 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物として日本向けに輸出される生果実の保管状況について、次により、原則として、1年に1回以上、タイ植物防疫機関が記録した告示7の保管場所での保管状況の確認の記録により、保管が適切に行われていることを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたとき

ア～エ (略)

- (2) 植物防疫官は、原則として、1年に1回以上、(1)の記録を用いて、保管が適切に行われていることを確認するものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地で保管が適切に行われていることを確認するものとする。

9 表示

- (1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさと行うこととする。

ア・イ (略)

- (2) 航空携行手荷物のこん包の表示には、次の内容を含む日本語、タイ語及び英語の注意書きを表示させるものとする。

ア (略)

イ アの検疫前に封印が破られていた場合、当該マンゴスチンの生果実は輸入禁止とされること。

10 輸入検査

- (1) (略)

- (2) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証票を抹消するものとする。

- (3) (略)

(削る。)

- (4) 植物防疫官は、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア ミカンコミバエ種群が発見された荷口を所有し、又は管理する者に対して当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること
。

は、これに加え、当該保管状況について、実地で確認するものとする。

ア～エ (略)

- (2) タイ植物防疫機関は、(1)の保管状況の確認を円滑に行うため、保管場所を管理する責任者に対し、(1)のアからエまでに掲げる事項を記録させるものとされている。

9 表示

- (1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさと行われるものとされている。

ア・イ (略)

- (2) 航空携行手荷物のこん包の表示には、次の内容を含む日本語・タイ語及び英語の注意書きを表示させるものとされている。

ア (略)

イ その検疫前に封印を破ると当該マンゴスチンの生果実は、輸入禁止とされること。

10 輸入検査

- (1) (略)

- (2) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証明書又は植物検疫証票をまっ消するものとする。

- (3) (略)

- (4) (1)、(2)及び(3)以外の輸入検査の手続及び方法は、輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

- (5) 植物防疫官は、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ ミカンコミバエ種群が発見されたことをタイ植物防疫機関に通報するとともに、その原因についてタイ植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策について日本とタイとの間で合意されるまでは、以後の輸入検査を中止すること。

イ ミカンコミバエ種群が付着した原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和 5 年 8 月 7 日から施行する。